

令和3年4月1日から 労災保険に特別加入できるようになります

特別加入制度とは

労災保険は、労働者が仕事または通勤によって被った災害に対して補償する制度です。労働者以外の方でも、一定の要件を満たす場合に任意加入でき、補償を受けることができます。これを「特別加入制度」といいます。



特別加入のメリット

労災保険に特別加入することにより、**仕事や通勤中のケガ、病気、障害または死亡等をした場合、補償を受けられます。**

給付内容

労災保険給付では、ケガ等の治療費などの療養費やケガ等で休業する際の休業期間の給付、治療後に障害が残った場合の給付、お亡くなりになった場合の遺族への給付等が支給されます。

創業支援等措置とは

高齢者等の雇用の安定に関する法律に基づく、65歳から70歳までの就業確保措置のうち、以下の雇用によらない措置を指します。

- ・ 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
- ・ 70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入
 - a. 事業主が自ら実施する社会貢献事業
 - b. 事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業



詳細は、都道府県労働局または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

労災保険特別加入の手続きQ&A

Q

創業支援等措置に基づき事業を行う高齢者です。特別加入する場合、どのような手続きが必要ですか？

既に創業支援等措置に基づき行われる事業の特別加入団体として承認された団体を通じて、または新規に創業支援等措置として行われる事業の特別加入団体を設立して、加入申請書等を所轄の労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出してください。

Q

創業支援等措置に基づき事業を行う高齢者です。建設の事業など、別の枠組でも特別加入できる場合はどちらで加入すべきですか？

他の枠組でも特別加入することが可能であるような事業および作業を行う場合は、他の枠組において特別加入してください。

Q

創業支援等措置に基づき事業を行う高齢者です。特別加入後、工作中や通勤中にケガ等をした場合はどうすればよいですか？

請求したい保険給付の請求書を所轄の労働基準監督署等に提出してください。

Q

特別加入団体とは何ですか？

同種の特定の事業・作業を行う方（労働者として認められる方を除く）で構成された団体のことです。

Q

特別加入団体です。創業支援等措置に基づき事業を行う高齢者が新規に特別加入する場合、手続きが必要ですか？

「特別加入に関する変更届」の提出が必要です。

加入手続きの流れ

特別加入団体に対して申込手続きを行っていただきます。特別加入団体から所轄の労働基準監督署を通じて、「特別加入申請書」または「特別加入に関する変更届」が都道府県労働局長に提出されることによって、特別加入をすることができます。

創業支援等措置に基づき事業を行う高齢者の方



加入したい団体への申し込み（各団体の申込方法に従ってください）

特別加入団体



申請書または変更届の提出

所轄の労働基準監督署



都道府県労働局

詳細は、都道府県労働局または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署